

令和2年5月15日

市内関係指定介護保険事業所 管理者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

身体拘束廃止未実施減算の適用の考え方について（お知らせ）

日頃は、本市の高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

見出しの件につきまして、厚生労働省より事務連絡がありましたのでお知らせします。詳細については、別途「身体拘束廃止未実施減算の適用の考え方について（疑義照会回答）（令和2年4月28日付事務連絡）」にてご確認ください。

なお、「身体拘束廃止未実施減算について（平成30年12月28日付30健介保第1697号）」内の「身体拘束廃止未実施減算Q&A」の「3」については、当該事務連絡に基づき一部修正させていただきます。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部

介護保険課指導係

電話 052-972-2592

052-972-3087